

議案第13号

目黒区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月17日

提出者 目黒区長 青木英二

目黒区立公園条例の一部を改正する条例

目黒区立公園条例（昭和51年4月目黒区条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表1の1中「2, 849円」を「3, 191円」に改め、同表の2中

2, 010円	2, 104円
893円	935円
1, 489円	1, 559円
595円	623円
1, 489円	1, 559円
地上露出部分 1, 038円	地上露出部分 1, 245円
地下部分 446円	地下部分 467円
744円	779円
1, 184円	1, 420円
18, 300円	19, 100円
49円	51円

に改める。

付 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の目黒区立公園条例別表1の規定に基づき徴収するものとされた使用料又は占用料については、当該使用料又は占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

(説明) 公園の土地の使用料及び占用料の限度額を引き上げるため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。